## 陳 情 文 書 表

平30陳情第11号 平成30年10月25日	
件 名	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を 求める陳情
陳情者	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
	- 陳 情 の 要 旨

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療現場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査(2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分)では、2交代勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤の実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている(日本医労連、2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分)状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。 2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、 昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8 日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国 の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国 に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

## 陳情事項

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。
- (1) 1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
- (2) 夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。
- (3)介護施設や有床診療所などで行われている1人体制の夜勤をなくし、 複数夜勤体制とすること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・ 介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。